

I 回収可能性適用指針が本適用に 税効果会計・法人税等 会計基準案のポイント

有限責任監査法人トーマツ
公認会計士 石川 慶

はじめに

企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)は、平成27年12月28日に企業会計基準適用指針26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下、「回収可能性適用指針」という)、平成28年3月14日に企業会計基準適用指針27号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」(以下、「税率適用指針」という)、平成28年11月9日に企業会計基準公開草案59号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準(案)」(以下、「法人税等会計基準案」という)を公表している。また、平成28年11月18日に消費税増税延期に伴う税制上の措置に関する法律が成立している。本稿では、すでに平成28年3月期から適用されている税率適用指針を

除き、平成28年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用となる回収可能性適用指針(平成28年3月31日以後終了する連結会計年度および事業年度の年度末からの早期適用も可能)、消費税

回収可能性適用指針

回収可能性適用指針では、日本公認会計士協会(以下、「JICPA」という)の繰延税金資産の回収可能性に関連する実務指針の内容を基本的に引き継いだうえで、必要と考えられる見直しが行われている。ここでは、そのうち特に留意すべき「企業分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い」を中心に解説する。

企業分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

企業分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについては、日本公認会計士協会監査委員会報告66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(平成11年11月9日)(以下、「監査

委員会報告66号」という)における企業分類に応じた取扱いの枠組みを基本的に踏襲したうえで、当該取扱いの一部について必要な見直しが行われている。

すなわち、監査委員会報告66号における従前の取扱いと同様に、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断する際には、分類1から分類5に係る分類の要件に基づき企業を分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定する(回収可能性適用指針15項)。

なお、分類1から分類5に係る分類の要件をいづれも満たさない企業は、過去の課税所得または税務上の欠損金の推移、当期の課税所得または税務上の欠損金の見込み、将来の一時差異等加減算前課税所得の見込み等を総合的に勘案し、各分類の要件からの乖離度合いが最も小さいと判断されるものに分類する(回収可能性適用指針16項)。

(1) 分類1に該当する企業

分類1に該当する企業の取扱いについては図表1のとおりであり、監査委員会報告66号の内容を踏襲している。なお、監査委員会報告66号で